

【参考：奨学生貸与規程 一部改定 新旧対照表】

新	旧	備考
第1条～第3条（略） (奨学生額および貸与期間) 第4条 奨学生は月額4万円とする。ただし、毎学年度4月と10月に、留年者・休学者を除く奨学生に、書籍代としてそれぞれ <u>6万円</u> を加算する。	第1条～第3条（略） (奨学生額および貸与期間) 第4条 奨学生は月額4万円とする。ただし、毎学年度4月と10月に、留年者・休学者を除く奨学生に、書籍代としてそれぞれ <u>1万円</u> を加算する。	(変更)
(奨学生採用方法) 第5条 奨学生希望者は、連帯保証人 <u>の同意を得たうえで、募集要項に記載された「奨学生願書」、「奨学生選考調査書」その他必要書類および情報を、書面または電磁的方法により本会事務局へ提出し、選考委員会の選考を経て理事会において決定するものとする。</u>	(奨学生採用方法) 第5条 奨学生希望者は、連帯保証人 <u>と連署した本会あての「奨学生願書（第1号様式）」、「奨学生選考調査書（第2号様式）」学校長の推薦書、成績証明書、健康診断書、写真及びテーマ論文を本会事務局へ提出し、選考委員会の選考を経て理事会において決定するものとする。</u>	(変更)
2 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者（親権を行なう者、また後見人をいう）、成年者の場合は、父母兄姉またはこれに代る者でなければならない。	2 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者（親権を行なう者、また後見人をいう）、成年者の場合は、父母兄姉またはこれに代る者でなければならない。	
第6条～第10条（略） 第11条（奨学生の返還） 会員は奨学生の交付を終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後、15年内に奨学生を返還しなければならない。ただし、第4条第1項に規定した書籍代は返還を要しない。	第6条～第10条（略） 第11条（奨学生の返還） 会員は奨学生の交付を終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後、15年内に奨学生を返還しなければならない。ただし、第4条第1項に規定した書籍代は返還を要しない。	
2・3（略） <u>4 会員を雇用する企業等の第三者が、奨学生の返還残額の全部または一部を、会員に代わって返還することを認めることがある。</u>	2・3（略）	(追加)

新	旧	備考
<p>第 12 条（略）</p> <p>（附則）（略）</p> <p>附則 2 この奨学生貸与規定は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。</p> <p><u>附則（令和 7 年度第 2 回臨時理事会議決）</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 7 年 11 月 14 日から施行する。</u></p> <p><u>2 但し、第 5 条第 1 項については令和 8 年度新奨学生の採用の時から、第 11 条第 4 項については令和 8 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p>承 認 平成 21. 10. 1</p> <p>改 定 平成 23 5. 14</p> <p>改 定 平成 24. 3. 22</p> <p>改 定 平成 26 3. 18</p> <p>字句訂正 令和 3. 3. 10</p> <p><u>改 定 令和 7 11. 14</u></p>	<p>第 12 条（略）</p> <p>（附則）（略）</p> <p>附則 2 この奨学生貸与規定は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>